

富山県外国人材活躍・多文化共生推進にかかる有識者検討会設置要綱

(目的)

第1条 富山県外国人材活躍・多文化共生推進プラン(令和元年9月策定)を検証し、もって外国人材が活躍できる環境の整備や、外国人にも日本人にも暮らしやすい多文化共生の地域づくりの推進について検討するため、富山県外国人材活躍・多文化共生推進にかかる有識者検討会(以下「検討会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 在留外国人との共生社会を実現するための条例(仮称)の検討に関すること
- (2) 富山県外国人材活躍・多文化共生推進プラン改訂の検討に関すること
- (3) その他必要な事項

(組織)

第3条 検討会は、委員18名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者又は団体の中から、知事が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市町村・国際交流協会関係者
- (3) 教育関係者
- (4) 経済・労働関係者
- (5) 外国人住民・外国人交流関係者
- (6) その他知事が必要と認める者

3 委員の任期は、令和9年3月31日までとする。

(座長)

第4条 検討会に、座長を置く。

2 座長は、委員の互選により定める。

3 座長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 座長に事故あるとき又は座長が欠けたときは、あらかじめ座長が指名した者がその職を代理する。

(会議)

第5条 検討会は、知事が招集し、座長がその議長となる。

2 知事は、必要に応じ、委員以外の者をアドバイザーとして検討会に招き意見を求めることができる。

(事務局)

第6条 検討会の事務局は、富山県生活環境文化部国際課及び商工労働部労働政策課が所掌する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和7年3月26日から施行する。

この要綱は、令和9年3月31日をもってその効力を失う。